

令和6年度共同事業による加古川市公共施設普通充電設備設置業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1. 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

令和6年度共同事業による加古川市公共施設普通充電設備設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

企画提案書の書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて50ページ以内とする。

企画提案書に記載する順番は、項番のとおりとする。

（提案内容の全体的な評価）

項番1

充電設備のメーカー名・型番（生産国名）、仕様等を記載すること。

充電設備がスタンド型の場合は、操作位置（地面からの高さ等）などが分かるように図示すること。

充電設備自体の特色、利点などのほか、スマートフォンなどと連動した動作など利用者のメリットを記載すること。

国の補助金が受けられない場合、本事業をどのように行うか記載すること。

（事業体制）

項番2

連絡可能な時間帯を記載のこと。この時間帯以外など、緊急時の連絡体制があれば記載すること。

なお、市との連絡・調整を行う体制については、工事期間と運営期間に分けて示すこと。

設置工事について、委託等を行う場合は受託事業者との連絡体制を明確に示すこと。

（充電設備の設置）

項番3

仕様書において、特例需要場所としての電柱からの電力引込みを新規で行うこととしているが、電柱からの引込み方法について整備方針、方法等を示すこと。

充電設備の設置に際し、工事に必要な範囲、予想される利用者への影響、ま

たその対策なども記載すること。工事に際し、アスファルトの切断やインターロッキングなどの除去を行った場合、工事完了後の状態を記載すること。

工事に際し、施設等の停電が必要となる場合は期間等を記載すること。

募集要領の別紙1の航空写真において、電気自動車等が充電の際に使用する駐車スペースをエリアで示しているが、現状の駐車幅(白線で示す範囲)では、充電が容易ではない場合(側方から充電する車両には狭い)などに対応するための白線の引き直しといった改善等の提案があれば合わせて記載すること。提案内容の実施の可否は本市により判断するが、実施する場合は事業者が行うこととし、その費用も事業者が負担する。

協定期間の終了後、撤去する際の方法やその際に事業者が担う部分を記載すること。

項番4

充電設備の設置場所を示した案内標識や設置場所にある標識、使用方法を記載した案内板などについて、イメージしやすいよう設置場所や表示内容を図示すること。

衝突防止のための車止めを設置する場合は、車止めの大きさ等とともに設置場所も図示すること。

撤去する際の方法や事業者が担う部分(例:基礎部分の撤去も含めて行うなど)を記載すること。

(環境対策)

項番5

充電設備等で使用する電力とともに二酸化炭素の排出係数(例:0.000〇〇〇t-CO₂)について記載すること。

項番6

充電設備等の設置に当たって、施設利用者や近隣住民への騒音面や安全面等の配慮について、工事期間と運営期間に分けて示すこと。

充電時に設備から発生する音や振動を記載すること。また、それらを防ぐ対策があれば記載すること。

(問合せ、サポート体制)

項番7

利用者等からの問合せや苦情への対応方法、体制について工事期間と運営

期間に分けて示すこと。

運営開始後にサポートセンターなどを設ける場合は、その対応方法(電話対応のみとなるのか、又は現場対応も行うのかなど)と対応時間も記載すること。

項番8

機器の不具合についての対応(遠隔操作による改善の可能性等)を記載すること。また、故障等の修理が必要な場合の対応方法、修理完了までのおおよその日数等に分けて示すこと。

項番9

利用者情報の保護など、情報セキュリティについて示すこと。

(事業報告)

項番 10

市に提供する利用状況について、集計方法などを例示すること。

また、利用状況を提供するタイミング(月締めの場合、翌月の何日頃か)を示すこと。

なお、ログインすること等により、リアルタイムでの確認が可能であれば合わせて示すこと。

(利用料金、利用方法)

項番 11

1時間当たりの利用料金を記載すること。

項番 12

項番11の利用料金より細かな充電単位があれば記載すること。

・時間課金制の場合は何分で何円。

(例:10分で〇〇円、30分で□□円等)

・容量課金制の場合は何kWhで何円。

(例:1kWhで〇〇円、3kwhで□□円等)

項番 13

QRコードやアプリ、カード等全ての決済方法を記載すること。また、その利点や利便性なども記載すること。それぞれの決済方法について、会員登録が必要かどうかを記載すること。

項番 14

スマートフォンなどで充電設備の場所、使用状況などが確認できるシステムがあれば記載すること。

(その他)

項番 15

脱炭素に向けた EV の導入促進について、啓発方法等提案があれば記載すること。また、当該充電設備の利用促進に資する提案も記載すること。

災害時に充電設備の無料開放(無料での充電)等を行うなどの提案があれば記載すること。

(知識、実績)

項番 16

※ 様式9により評価

(財務状況)

項番 17

※ 様式4により評価

2. 業務工程表作成要領

- ・協定締結から、充電設備設置工事完了までの工程を記載すること
(国への補助金申請、交付決定等の時期も含む)
- ・充電設備設置工事完了から運営開始までの工程を記載すること
- ・充電設備の運営開始から協定の終期までの工程、その後、設備を撤去する場合の工程を記載すること

3. 見積書及び見積内訳書作成要領

- ・設備設置工事の内訳を記載すること。
- ・補助金を申請する場合は、収支を示すこと。

※ 「2. 業務工程表」及び「3. 見積書及び見積内訳書」は、「1. 企画提案書」のページ(表紙・目次を除く 50 ページ以内)には含めない。